

議案第12号

つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のつくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第61号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除_____, 一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率_____)</p> <p>第14条 (新設)</p> <p>災害援護資金は、_____, 据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p>